

報道関係各位

令和2年5月8日
佐倉市 産業振興課

**「佐倉市事業者総合相談窓口」の設置
中小企業資金融資制度利子補給率を99/100に引き上げ**

佐倉市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者を対象に、給付金やセーフティネット保証制度をはじめとする各種支援策等に関する相談を受け付ける「佐倉市事業者総合相談窓口」を**5月11日（月）**から開設します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の資金繰りを支援するため、佐倉市中小企業資金融資制度を利用する事業者が支払う借入利息に対する助成（利子補給）の補助率を、現行の**2分の1**から**100分の99**に引き上げます。

（詳細は別紙をご覧ください）

【本件へのお問い合わせ】

○佐倉市産業振興部 産業振興課 事業者総合相談窓口（1号館2階平和の鐘前）
TEL：5月8日（金）まで…043-484-6145 5月11日（月）から…043-484-6021
／FAX：043-484-5061／E-mail：sangyoshinko@city.sakura.lg.jp

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 2 枚（本票含む）]

【送信元】 佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101／FAX：043-486-8720